

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、法令だけでなく経営や業務を適正に実施していくためのチェック・コントロールのこと、と定義しております。

また、適正なコーポレート・ガバナンスを確保するためには、業務の健全性や効率性を確認する内部統制の仕組みやその運用が重要であり、当該仕組みを内部統制システムとして、その整備・改善に努めております。

なお、当社は、監査役制度を採用し経験豊富な社外監査役2名を選任しております。

また、社外取締役1名を選任しており、多角的な視野で経営戦略の決定を行うとともに、監査体制の強化、企業経営の透明性の確保を図っております。

今後も、当社グループに関する基本情報を積極的に開示することにより透明性を高め、

株主の皆様への説明責任並びに社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上及び適正なコーポレート・ガバナンスの実現に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
菊川 暁	3,629,500	21.98
Oakキャピタル株式会社	463,200	2.80
株式会社SBI証券	422,100	2.56
楽天証券株式会社	219,500	1.33
安達 洋祐	138,800	0.84
後藤 亜希子	118,000	0.71
株式会社ライブスター証券	111,100	0.67
松井証券株式会社	90,100	0.55
マネックス証券株式会社	79,563	0.48
砂山 僚介	74,400	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
倉持 倫之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉持 倫之			倉持倫之氏は、当社の従業員として勤務していた経験を持ち、当社に精通していることから、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、同氏が当社の従業員であった時期は、2001年4月から2004年2月までであり、同氏が当社の従業員でなくなってから14年が経過しております。一般株主と利害相反が生じることがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	0	1	0	2	その他

補足説明

役員報酬の額については、各役員の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上に算定し、報酬委員会にて承認の上、決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と適宜意見交換しております。
 会計監査人による監査結果に関する報告会において監査結果ならびにその他重要事項に関する報告を受けるなど、監査において連携をはかっております。
 また、内部監査室との意見交換による相互理解を踏まえながら、監査の実施状況や課題ならびに結果について共有し、効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鍛冶 豊顕	他の会社の出身者													
清水 厚	公認会計士													
川手 広樹	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鍛冶 豊頭		当社は鍛冶氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低限度額であります。	鍛冶豊頭氏は豊富な経験と高い見識を有しており、当社社外監査役として独立した立場と客観的な視点から当社の経営を監視し、取締役会の内外において的確な助言を行っており、選任しております。 また同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在していないことから、一般株主と利害相反が生じることがないと判断し、独立役員として指定しています。
清水 厚		清水厚氏は、CaN Accounting Advisory株式会社の代表取締役であります。 なお、当社は清水氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低限度額であります。	清水厚氏は企業運営における法令、リスクマネジメント等に関する実務経験が豊富であり、経営管理面での知見からの、監査、助言を期待できるものと判断し選任しております。 また、同氏は現在及び過去において当社と資本関係、取引先などの出身者に該当せず、独立かつ中立の立場から客観的に監査役として役割及び機能を十分に果たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定しています。
川手 広樹		川手広樹氏は株式会社株式会社グランスケープの代表取締役であります。 なお、当社は川手氏と会社法第423条第1項賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は規定する最低限度であります。	川手広樹氏は、当社の取締役として勤務していた経験を持ち、当社に精通していることから、監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、同氏が当社の取締役であった時期は、1994年10月から2010年6月までであり、同氏が当社の取締役でなくなってから9年が経過しております。一般株主と利害相反が生じることがないと判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

株主を重視した経営を、より一層推進する目的もあり、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、また優秀な人材の確保を目的として、付与対象者を設定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の額については、各役員の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上に算定し、報酬委員会にて承認の上、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現状、社外取締役の職務を補佐する専任の使用人はいません。また社外監査役の職務を補佐する専任の使用人もいません。案件に応じて、主に取締役会事務局もしくは内部監査室の担当者がサポートする体制になります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

現状の体制の概要について

・取締役会

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む6名(男性5名・女性1名)の取締役で構成されています。選任された取締役は、インターネット関連サービスにおける知識やこれまでの経験をもとに、当社グループの中長期的な企業価値向上のために、また、社外取締役は外部の目線にて当社経営の監督機能を担い、原則として3か月に1回開催される取締役会において、重要事項の決議等を実施しており、重要な決議事項等については速やかに適時開示しております。

なお、取締役会事務局を設置しており、グループ戦略部2名が担当しています。

・監査役会

当社の監査役会は、社外監査役2名(男性2名)で構成されています。監査役会は原則として3か月に1回開催され、取締役の職務の執行を監査しています。また、内部監査室と連携して、内部統制システムの監視や検証により、不備の是正に寄与しております。

なお、監査役会は事務局を設置しておりません。

・役員報酬委員会

社外取締役1名および社外監査役2名の3名(男性3名)で構成されています。

役員報酬委員会は、報酬の妥当性に関する監督機能の強化を目的に、取締役が受ける報酬基準および各人別の報酬内容について評価しています。

なお、役員報酬委員会は事務局を設置しておりません。

・コンプライアンス委員会

代表取締役グループCEOを委員長とし、取締役6名、監査役3名、顧問弁護士1名の10名(男性9名・女性1名)で構成されています。コンプライアンス委員会は、“コンプライアンス1st”の方針のもと、法令遵守により、当社グループが社会に信頼される企業になるよう活動しています。

なお、コンプライアンス委員会は事務局を設置しておりません。

・情報開示委員会

代表取締役グループCEOを委員長とし、情報開示責任者と2名(男性1名・女性1名)で構成されています。

情報開示委員会は、上場企業として重要と考えられる情報開示の意思決定機関として、積極的な情報開示に取り組んでいます。

なお、情報開示委員会は事務局を設置しておりません。

・グループ会社の経営体制

(変更なし)

・会計監査人

当社は、会計監査人に海南監査法人を選任しており、同監査法人に属する公認会計士溝口俊一氏および秋葉陽氏が当社の会計監査を行っております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを、法令だけでなく経営や業務を適正に実施していくためのチェック・コントロールのこと、と定義しております。

また、適正なコーポレート・ガバナンスを確保するためには、業務の健全性や効率性を確認する内部統制の仕組みやその運用が重要であり、当該仕組みを内部統制システムとして、その整備・改善に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	例年、集中日を回避して、株主の方々が出席しやすいよう土曜日に株主総会を開催しております。
その他	当社ホームページにおいて、株主総会の招集通知及び株主総会後に開催した株主様向け事業説明会の資料を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて「ディスクロージャーポリシー」として、当社の情報開示の基準、方法、注意事項等について開示しております。 http://www.gala.jp/ir/policy.html	
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書ならびに四半期報告書、株主通信など、IR資料をすみやかに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループマネジメント部が担当部署になります。	
その他	当社が適示開示やプレスリリースを実施した際には、投資家の皆様にすみやかにメールでお知らせする「ガーラIRメール通知サービス」を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、変化の激しいインターネット関連業界の環境に対応し、事業機会を迅速かつ確実に捉えるために、効率的かつ機動的な経営を行う体制作りを重視する。

また、経営方針に基づく企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ適正な意思決定と、より透明性の高い公正で効率的な経営管理体制の実現をコーポレート・ガバナンスの目的と定める。

当社及び子会社は“内部統制システム”を「適正なコーポレート・ガバナンスを確保するための業務の健全性や効率性に関する内部チェックの仕組み」と定義し、本決議に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の更なる整備を目指すものとする。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) 当社は、定例の取締役会を原則として3か月に1回開催している。なお、取締役会での報告及び議論が、適法ならびに適切な職務の執行につながるよう努めている。

ロ) 監査役は取締役の業務の執行が法令、定款等に適合し、適切に行われているかを監査する。

ハ) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を審議し、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

イ) 「業務分掌規程」や「職務権限規程」、「稟議規程」、「取締役会規則」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理を図る。

ロ) 取締役の職務執行に係る情報の記録・管理や検索性の向上等を図り、より適正な管理・運用方法・体制の改善に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 当社は、代表取締役及び各部門の管理職者による会議を適宜開催し、社内の意思疎通を図るとともに情報の共有化に努めており、当社の現状確認や計画の進捗管理、ビジネス環境の分析等において、損失の危険の管理に向けて取り組んでいる。

ロ) 内部統制に係るリスクの評価やその改善においても、取締役会にて審議ならびに決議された結果に基づき、当該リスクの回避・低減等に努めている。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 「業務分掌規程」や「職務権限規程」、ならびに「組織規程」等により、取締役から権限委譲を受ける際の業務執行における意思決定の範囲、決定権者を明確化しており、また各種規程に定める業務手続きにより業務執行の適正を確保している。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) グループCEO宣言として「コンプライアンス 1st」を制定し、法令遵守と何か別事象が衝突した場合は、法令遵守を最優先する体制に取り組んでいる。また、社内通報規程(ホットライン制度)の運用による違反の拡大防止ならびに再発防止に向けた体制整備に取り組んでいる。

ロ) コンプライアンス委員会からの提言、内部統制の全社的取組みを着実に実行していくことにより、従業員による法令遵守の徹底ならびに定款に適合した体制の更なる構築の取組みに努めている。

6. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ) 毎週開催しているグループ戦略会議(電話会議/WEB会議)において、子会社取締役は、子会社の業務執行内容について報告を実施する。

ロ) 企業集団に関する業務を、当社グループマネジメント部が担当し、適正なグループ経営を目的とした「関係会社業務規程」の運用や内部統制の取組みにより、企業集団の業務の適正の確保を図っている。

ハ) 内部監査室は、子会社の内部統制監査を実施することにより、業務の適正性確保に努めている。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 毎週開催しているグループ戦略会議(電話会議/WEB会議)において、子会社取締役は、子会社の損失の危機の可能性がある事項について報告し、企業集団で情報の共有化及び検討し、企業集団の現状確認や計画の進捗管理、ビジネス環境の分析等において、損失の危険の管理に向けて取り組んでいる。

ロ) 内部統制に係るリスクの評価やその改善においても、当社取締役会にて審議ならびに決議された結果を子会社に通知し、当該リスクの回避・低減等に努めている。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。

ロ) 「関係会社規程」及び子会社が定める各種規程に基づき、当社が子会社の業務執行の管理・指導を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) グループCEO宣言として「コンプライアンス 1st」を制定し、法令遵守と何か別事象が衝突した場合は、法令遵守を最優先する体制に取り組んでいる。また、企業集団で社内通報規程(ホットライン制度)の運用による違反の拡大防止ならびに再発防止に向けた体制整備に取り組んでいる。

ロ) 当社のコンプライアンス委員会からの提言、内部統制の全社的取組みを着実に実行していくことにより、子会社の使用人による法令遵守の徹底ならびに定款に適合した体制の更なる構築の取組みに努めている。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ) コンプライアンス委員会からの提言、内部統制の全社的取組みを着実に実行していくことにより、従業員による法令遵守の徹底ならびに定款に適合した体制の更なる構築の取組みに努めている。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

イ) 当該使用人は、監査役の指揮命令の下に監査役の職務を補助するものとし、その人事異動、人事評価は常勤監査役の事前の同意を得たうえで、これを行う。

9. 次に掲げる体制その他の当会社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

イ) 監査役は、必要に応じて報告及び情報の提供を求めることができる。

ロ) 取締役は、取締役会、その他監査役の求めに応じて、随時、業務執行の監督の状況、及び業務の執行状況を適宜に常勤監査役に対し報告する。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ) 当社の監査役は、必要に応じて子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、報告及び情報の提供を求めることができる。

ロ) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役会その他監査役の求めに応じて、随時、業務執行の監督の状況及び業務の執行状況を適宜に直接又は企業集団を担当する業務部門を通じて、当社常勤監査役に対し報告する。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ) 当社及び企業集団では、社内通報規程(ホットライン制度)により、報告者への報復行為や差別行為を禁じ、報告者が不利な取扱いを受けないよう保護する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する体制

イ) 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、実費を当社が支払を行うか、監査役が支出した費用は当社に請求できるものとする。

12. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 監査役3名のうち、2名が社外監査役であり、取締役会に出席し、かつ必要がある場合には意見を述べる。

ロ) 監査役は、必要に応じて企業集団各社の重要情報の閲覧を行い、また、必要に応じて企業集団各社の取締役及び重要な使用人から個別の聴取をする。

ハ) 取締役は、重大な法令違反、定款違反、社内規程違反、その他企業集団に著しい損害を与える恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告し、また監査役は、必要に応じて取締役に対し報告・説明を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

グローバルに事業を展開する企業として、また公開企業として社会的責任を強く認識し、

会社組織を挙げて反社会的勢力による経営活動に関与しない考えです。当社は、基本方針として「コンプライアンス1st」を掲げ、

取締役及び使用人は法令遵守を最優先する体制に取り組んでいます。

従って、特に社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨みます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

不当要求防止責任者である代表取締役グループCEOをトップに、当社グループマネジメント部が、

グループを統括した対応統括部署として、体制整備に取り組んでいます。

(2) 外部専門機関との連携状況

警察署や暴力追放運動推進センター、および顧問弁護士事務所などの外部の専門機関を連携して、

必要に応じたりスク管理に取り組んでいます。

(3) 反社会勢力に関する情報の収集・管理状況

当社グループの取引先調査を実施しています。また、株主名簿管理人(信託銀行)や証券会社等とも情報交換を行っています。

さらに、関連セミナーへの参加等により随時情報を収集しています。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力対策規程を制定しており、別紙にて「発生時の具体的対応要領」を定めています。また、法令遵守の確保だけでなく、

不正行為の防止を図ることに取り組んでいます。

(5) 研修活動の実施状況

入社時には、コンプライアンス研修を実施しており、当社の基本方針である「コンプライアンス1st」やコンプライアンスに

関連する事項を説明しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付については、当該買付者の事業内容、買収提案における事業計画、ならびに過去の投資行動などを考慮し、当該買付行為および買収提案における当社企業価値の向上策について慎重に検討する必要があると考えています。

但し、現時点において、当社としては、買付者が出現した場合の具体的な買収防衛策をあらかじめ定めておく考えはございません。現状の取組みといたしましては、当社株式の取引状況・異動状況を注視し、当社株式を大量に取得しようとする株式売買が発生した場合には、状況に応じて速やかに当社として最も適切と考えられる措置をとる方針であります。

具体的には、可能な限りの情報を収集した上で、社外の専門家にも参加して頂き、当該事項を検討し、当社の企業価値向上を目的とした施策の検討ならびにその実行に向けて取組む予定です。

なお、当社のグループ会社の株式を大量に取得しようとする買付者が現れた場合においても、同様の対応をとる方針であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社には親会社や上場子会社は存在しておりませんが、子会社が存在しております。

そのため、今後も各社のコーポレートガバナンスを尊重しつつ、グループ全体でのガバナンスの強化を図る方針であります。

